

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	川西市個人情報保護審議会(第55回)		
事務局(担当課)	総務部 総務室 総務課 内線(2323)		
開催日時	平成27年5月1日(金)午後6時00分～午後7時00分		
開催場所	本庁舎 4階 庁議室		
出席者	委員	井上会長 橋本副会長 恩地委員 梶谷委員 桑野委員 林委員 松尾委員 松隈委員 丸山委員 以上9名 (欠席:武内委員)	
	実施機関	総務部総務室総務課	
	事務局	大森部長 田家室長 阿部課長 熊井主査 木村主査 松永	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 会長あいさつ 2 審議事項 諮問第48号 川西市個人情報保護条例の整備について		
会議結果	当該諮問(第48号)案件については、条例の整備を適当なものであると認める答申を得る。		

審 議 経 過

会 長:あいさつ

事 務 局:説明

本日提出資料の確認及び説明

事前送付資料 開催通知

諮問書(第47号)

諮問書第47号に関する資料

本日提出資料 レジメ

座席表

審議事項

諮問第48号 川西市個人情報保護条例の整備について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成25年法律第27号)制定に伴う改正について

<p>会 長</p>	<p>それでは、本日は開催通知にてご案内のとおり、諮問第48号川西市個人情報保護条例の整理についての審議をお願いしたいと存じます。</p> <p>まず審議に入ります前に諮問案件の概要と本日配布されております資料の確認を事務局よりご説明願いたいと思います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>(本年度の職員の紹介) (配布資料説明) (概要説明)</p> <p>冒頭で会長からもご紹介いただきましたが、本日は第48号1件の諮問案件がございます。第48号案件ですが、これは「個人情報保護条例の改正に係る諮問」でございます、私ども事務局が主体となって諮問させて頂いているものでございます。</p> <p>このたびの条例改正に係る検討内容と申しますのは、社会保障・税番号制度(通称マイナンバー制度)導入に伴う条例改正についてでございます。</p> <p>今般、この制度の導入にあたりまして、本市の個人情報保護条例について、個人番号をその内容に含む個人情報、いわゆる特定個人情報についての規定の整備等をする必要が出てきたことから、川西市個人情報保護条例第41条第2項における「個人情報保護制度の運営全般に関する重要事項について調査審議し、実施機関に意見を述べることができる」との規定に基づき、本件について、審議会にて調査審議をしていただき、答申を頂戴した上で、10月の法律の施行、個人番号の通知までに、市議会へ議案を上程し、個人情報保護条例の改正をさせて頂きたいと考えている次第でございます。</p> <p>それでは、資料に沿ってご説明させていただきます。まず、資料番号(1)をご覧ください。こちらの資料は内閣府において作成されたものでございまして、この資料にて、まずはマイナンバー制度の概要について申し上げます。</p> <p>1ページをご覧ください。このマイナンバー制度は、平成25年3月1日に第183回国会において提出されました「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(通称：番号法)が同月31日に公布されたことに伴いまして、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理することで、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する制度となっております。</p> <p>2ページをご覧ください。このマイナンバーですが、住民票を有する全ての方に1人1つの12桁の番号が今年の10月に通知されることとなっております。</p> <p>続きまして3ページをご覧ください。この個人番号の利用は、社会保障、税、災害対策の分野に限られておりまして、その効果は、個人個人の正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られること、大災害時における被災者支援、各種行政事務の効率化などが考えられているところです。</p> <p>続きまして4ページをご覧ください。番号制度導入により、どのような場面でマイナンバーを使用するかですが、各種手当の現況届の際や年金の手続きの際などに、マイナンバーを提供します。これにより、今まで各種手当の申請時には、関係各機関を回り、住民票や所得に関する証明など各種書類を揃える必要があったり、自治体間や各団体内部の情報の連携が不足し、本来給付を受けられる方が未受給となるなどの状況が発生してございましたが、番号制度導入により、社会保障給付等の申請時に申請者が書類を添付するのではなく、申請を受けた行</p>

政機関等が、関係各機関に照会を行うことで情報を取得することができるようになり、また、正確な情報を得ることが可能となることで、真に手を差し伸べるべき者に対しての支援が期待されるようになります。

続きまして 5 ページをご覧ください。個人番号カードについてですが、こちらは本人確認の際に使えるほか、他の利用方法について、関係課で検討をしているところです。また、このカードに記録されるのは、券面に記載された氏名・住所・個人番号等で、所得などの情報は記録されません。

次の 6 ページをご覧ください。一方で、個人番号が付番されることで、様々な個人情報を名寄せすることが可能となり、特定の個人を容易に識別できるようになるため、特定個人情報が悪用された場合には、個人の権利利益を損なうおそれが一般の個人情報に比べて一層高まることが懸念されております。そこで、番号法では、特定個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、または漏えいすることがないように特段の保護措置を定めております。例えば、特定個人情報の収集や利用等について、番号法の規定に基づくものである場合だけを認めており、また、特定個人情報保護評価の実施や罰則を強化するといった制度面における保護措置を規定しています。また、システム面における保護措置といたしましては、個人情報を一元管理するのではなく、分散管理を実施する、といった内容の保護措置がなされます。

次の 7 ページをご覧ください。個人情報の管理についてですが、番号制度導入後も、個人情報は従前どおり右の図のように各自治体等で分散して管理し、国などの特定の機関にて集約させる左の図のような一元管理の方法はとりません。そして、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法に定められるものに限り、情報の照会・提供を行うことができることとなっております。

続きまして 8 ページをご覧ください。番号制度に対する懸念を踏まえた制度上の保護措置の一つとして、「特定個人情報保護評価」がございます。この「特定個人情報保護評価」とは、一定の事務の目的を達成するために、特定個人情報を検索できるように体系的に情報を集めた、いわゆるデータベースを保有しようとする国や地方公共団体が、情報漏えいに対するリスク対策を事前に自ら評価し、リスクを軽減するための適切な措置を講ずることを公表するものです。

続きまして 9 ページをご覧ください。その他に、特定個人情報に関する罰則規定が、番号法に規定されており、他の個人情報に関する罰則規定と比べて強化されています。例えば、個人情報の利用事務に従事する者が、正当な理由なく個人情報を提供した場合は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金が科されますが、マイナンバー利用事務に従事する者が、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供した場合、4 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金、若しくはそれを併科することとなっております。

以上が番号制度についての概要説明でございます。そして、この番号法では、地方公共団体に対しても、同法の趣旨に則った特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを求めており、今回、本市の個人情報保護条例においても、番号法の趣旨に則り、規定の整備を行うため、条例改正が必要となったものでございます。以上でございます。

会 長

いま事務局のほうからマイナンバー制度につきましてのご説明をいただきましたが何かご質問等ございましたらお願いします。

10月の末ぐらいから皆様方のところにも、このマイナンバーにつきます個人番号通知カードというのがやってくると思います。それを受けまして、来年の1月以降個人番号カードの申請が始まると思いますので、その前に審議してしまわなければならないというので今日お集まりいただいている訳です。

マイナンバー制度、おそらく何回聞かれても訳が分からなくなってくると思いますけれど、説明する度に法律の内容も変わっていきますので、

何かご質問等ございませんでしょうか。

川西だけではなくて、様々な自治体でこれをやってまして、バンク状態になってるところもない訳ではない。私も実は今日の朝から兵庫県でこの話をずっとやってきたので、

制度等そのものにつきます質問等ございましたらここでお出ししていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 よろしいですか、3頁ですね、税のところをよく分からないのですけど、5頁の方にはカードには個人情報記録されませんとありますが、本人の財産等についてはそのカード番号では分からないのですか。

会長 いやカードには書かれないだけで番号では分かります。カードにはいわゆる通常の住所とか名前、番号しか分からない。後、写真が付いてますので、あるところではIDカードのように使える。ただパスポートというような形では使えません。

基本的にはこのマイナンバーで名寄せされますのは、住民基本台帳いわゆる住民票に載っていますデータ、それに基づく社会保障、年金であるとか様々な保険関係、税金関係、後は災害対策用に使う高齢者なんかの情報が入ってくる。それと後は、自治体で独自にそれに付随するようなものを条例で定めると使えるというような、取りあえず今はそれだけです。

委員 7ページの一元管理と分散管理のところですけどね、一元管理をしないのは何故でしょう。今でも分散管理の状態ではないんですか。なんで一元管理がいけないんですか。

会長 一元管理がいけないとは、例えばね、7ページ目の右と左の違いというのは、左は一つのところにすべてのデータが集まってくるんです。

委員 それをやるのが最終的には一番では。

会長 ただ、そこが漏れてしまうと全部出てしまうんです。

委員 いえ、そういう危険はありますけども、利便性というかね、こういうことをせつかくやる目的ってというのはやっぱり一元管理にあるんじゃないんですか。

会長 それは番号で合わせますと、別に一元管理しなくても、分散してデータをばらしておく方が安全といえば安全です。

委員	今でもそれはできてるんじゃないですか。
会長	必ずしもそうだって言えないところがあります。名寄せできませんから。目的外利用になりますので。
委員	そうですね。
会長	個人データそのものを、例えば税とね、同じこの市役所の中でも、税金と住民基本台帳番号と社会保障の関係の例えば年金もらってるとか、あるいは生活保護もらってるとかはバラバラで管理されています。それを一元的に統一番号でまとめてデータとして出せるようにする。
委員	それは行政の縦割りというか、それぞれの縄張り意識というか？
会長	じゃなくてね、それを一つのところにまとめて合わせておきますと、そこが漏れた時に全部がもれてしまうという。今ならば例えば、住民基本台帳だけが出てくるという可能性があるという話です。
事務局	そうすると、今よりはかなり利便性はあると。
会長	高まりますね。
委員	値打ちはありますよということですか。
会長	利便性はかなりある。ただ、全部のデータをマイナンバーでまだ集めていませんから、アメリカのソ・シャルセキュリティ番号のように全部一気に出てくるという訳ではない。それはすごく抵抗があったので、今でもこの番号法に関しては、例えば兵庫県弁護士会は憲法違反で同意できないと反対表明していますので、これだけでもまだ駄目だという話になっています。
委員	分散管理でも現行よりは随分...
会長	そりゃ番号一本で全部片付きますので我々も楽です。使う方も楽です。ただ、逆に言うと、自治体の方でかなりでデータ管理してもらわないと、漏れ時にどうなるか、それは非常に恐ろしい話になりますね。
委員	漏れたときの話は罰則規定をきちっと定めている。
会長	罰則があるから漏れないという確実性の問題だけではなくて、その個人の問題だけではなくて、システムですから、どこから入られて盗っていかれるという可能性がない訳ではない。それをどこまでガードしていくかというのを、評価書というので評価している。

委員	それがその評価ですか、それで大丈夫なんですか。
会長	とりあえずは、ですよ。
事務局	そうですね、大丈夫と言いますか、漏れないように最善を尽くすという。
会長	100パーセントとはなかなか言いづらいですけども、今の状況においてはこれ以上ないですよというところの評価までやります。
委員	これ以上ないよというのはだれが保証するのですか。
会長	それはこの後出てきます。とりあえず点検等を全部やらなければならない。別に評価する、市役所でだけ評価するのではなくて、それに対して基準が一定あって、その評価がはたして妥当であるかどうかの点検等々の作業を第三者で行うというのがあります。
委員	現時点で考えられることは全部手を打ってますよと、そういう理解をしていいですか。
会長	はい、兵庫県下の自治体はかなり厳密にやっていますからね。最終的には国の個人情報保護審査会で、そこがもう一度チェックします。その評価書と点検の内容が合っているかチェックして、オッケーというものが確定しないと10月1日に施行できないという状況があって、それをやっています。その業務がここに入ってくるというので、今日改正の話が出てくるんです。もしかしたらやらなければならないという可能性が出てくるという訳ですね。
委員	この12桁の番号というのを、例えば職員さんが請求を依頼を受けたからって、例えば紙とかにメモって、それを別のところに持って行って、悪意を持って別の情報を引き出すということは、その番号をひかえていたらできるのですか。
事務局	本人確認とセットでないとい情報の提供も出来ませんので、ご本人様でなければ、番号が分かっても他人の情報を引き出すことは出来ませんね
委員	ただ、それは通常の窓口に行った場合の話ですよ。この番号を取り扱う側の方が、メモ書きで済むのか分かりませんが、その番号を別の部署に持って行ってこれでチャチャチャとやって出てきたりするんですか。
会長	パソコン操作をする人間が決まっていますので、誰でもがデータを引き出せるわけではない。という仕組みになっている。
委員	カードに実際番号がまともに記載されている？

事務局	はい。
委員	もう見えるんですね、表面的に。
会長	5頁目にあるとおりです、個人番号、裏面にそれが出てきます。 実際にはICチップでもって読み込みますから、番号メモするチェックするっていったらなかなか…。私の目の前で番号をメモしていたら、それ破棄してよと言えますので。
委員	ICチップの中に全部のデータが入っている。
会長	番号等のデータが入っている。
委員	それ写真付きでしたね。
会長	はい。 聞き出すとね、いろんな疑問がいっぱい湧いてくるんですよ。 まあ、100パーセント安全な仕組みというのはなかなか作れないんですけど、今現在の仕組みとしては、これが最善の方法というのを評価点検をやっているところです。 他にこのマイナンバー制度の質問はありませんか。よろしいですか、この後もこの内容が続いていきますので。 本日の会議の進め方につきましては、事務局からご説明をいただいた後に委員の方から質問を受け、審議を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか
委員	はい。
事務局	それでは、続きまして本日の諮問案件でございます、川西市個人情報保護条例の改正についてご説明いたします。先ほどのマイナンバー制度のご説明と重複するところもあるかと思いますが、資料番号(2)の「川西市個人情報保護条例の整備について」に沿ってご説明いたします。表紙をめくっていただきまして、目次がございますが、中段以下に、資料にでてくる用語の説明を記載しております。そして、資料の1ページから3ページで条例改正の内容を記載しております。4ページ以降には、改正前と改正後の条例の新旧対照表を参考までに添付しております。こちらの新旧対照表ですが、市議会への議案上程の際には、法制担当者による審査がございまして、一部文言の修正等あるかと思われませんが、現時点で事務局の方で作成した案をご提示させていただいておりますので、よろしく願いいたします。 それでは、1ページから順に改正内容の要点等についてご説明いたします。上段一つ目の、番号法定に伴う定義規定及び用語の整理についてでございます。これは、現在、川西市個人情報保護条例におきましては、番号法に定義されております特定個人情報、情報提供等記録についての規定がございませんので、条例第2条において、定義規定を設け、また、条例第17条において、開示等の請求対象に、条例上の個人情報ではない、特定個人情報を追加するものでございます。

具体的には、「参考」として書いております、だ円の図をご覧ください。大きな円が、条例上の個人情報指しております。右側の小さな円が、特定個人情報指しております。両方の円が重なっている部分が条例上と法律上の両方で、個人情報となります特定個人情報でございます。そして、一番右端の部分、こちらが、条例上は個人情報ではない、特定個人情報、個人事業者や法人の役員に関する特定個人情報でございます。現在の川西市個人情報保護条例におきましては、この部分が、条例第2条の個人情報の定義から除かれていますので、今回の条例第17条第1項の改正により、これらの特定個人情報につきましても、開示請求等の対象とするものでございます。

続きまして、二つ目の、番号法第31条に係る措置についてご説明いたします。番号法の第31条に、地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護について規定がございます。この規定を踏まえまして、条例第10条、10条の2、10条の3、17条、29条、29条の2及び43条において、番号法の規定を踏まえた改正が必要となっております。それらの内容についてでございますが、ページをめくっていただき、2ページをご覧ください。まず(1)特定個人情報及び情報提供等記録の利用の制限についてでございます。特定個人情報は、目的外利用できる場合を、「人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に限っており、情報提供等記録については目的外利用を認めておりません。これは、他の個人情報の目的外利用の規定と比べて、非常に厳しい制限を設けていることとなっております。次に(2)特定個人情報の実施機関相互間での利用及び実施機関以外のものへの提供の制限でございます。こちらは、特定個人情報の提供について、番号法第19条の各号に規定する場合に限定するものでございます。続きまして、(3)と(4)についてでございますが、特定個人情報と情報提供等記録につきまして、番号法において、「任意代理人」による開示請求等を可能としていることから、本市の条例におきましても、番号法と同様に、本人の任意代理人による請求を認めようとするものでございます。次に(5)の利用停止請求における請求該当事項の追加についてでございます。こちらは、個人情報の利用停止を請求できる場合についての条例上の規定に、番号法に違反して自己の特定個人情報を収集、及び特定個人情報ファイルを作成しているときを加えるものでございます。最後に(6)他法令等との調整規定の適用除外等ですが、番号法において、特定個人情報と情報提供等記録につきましては、他の法令による開示が行われる場合であっても、国民の利便性を高めるため開示を重ねて認めることとしていることから、当市の条例におきましても番号法の規定に順じて、特定個人情報については、他の法令等による開示の実施との重複を認めることとしています。以上が、番号法第31条の趣旨を踏まえて、特定個人情報等の利用や提供の制限、開示・訂正等の請求、他の法令等との調整といった内容の規定を整備し、法律の要請に応えようとするものでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。ここでは、条例第17条第3項に規定する死者の個人情報についてでございます。

個人情報の定義につきましては、番号法では生存者のみを対象としていますが、一方で、当市の条例では、死者に関する情報も個人情報と同様の取扱いを行っています。今回、死者の特定個人情報について、生死の別によって、取扱いに差異を設ける必要性も感じられず、死者の特定個人情報を保護の対象外とする積極的な理由は考えられないことから、従前の条例上の個人情報と同様に保護の対象とするものでございます。

	<p>続きまして、条例第41条における、審議会の所掌事務の追加でございます。</p> <p>番号法では、個人番号の漏えいによる個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止や住民の信頼確保を目的として、特定個人情報保護評価を義務づけています。この特定個人情報保護評価のうち、30万人以上の特定個人情報ファイルを保有するときや、10万人以上の特定個人情報ファイルを保有する場合で、過去に漏えい等の事故を発生させたときは、有識者による第三者点検を行うことが法令で定められておりまして、この第三者点検を当審議会にて行っていただきたく、条例改正をするものです。ただし、ただいまのところ、当市では30万人以上の情報や、過去に漏えいといった事故もございませんことから、第三者点検を行う必要はございません。今後、この点検が必要となった場合を想定し、今回の条例改正にて、審議会の所掌事務に追加をさせていただこうとするものでございます。</p> <p>以上が簡単ではございますが、川西市個人情報保護条例の整備についての説明でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうもありがとうございました。今回の条例改正の内容について4点大きく分けて存在しております。その4点に関しますそれぞれの対応関係は、後ろについています新旧対照表をご覧くださいと思います。新旧対照表の中で下線を引いてある部分が、新しく追加あるいは修正する部分となります。大きな問題としては、番号法制定に伴い特定個人情報という内容の個人情報が出てまいりまして、その特定個人情報というのが、実は、川西市の個人情報保護条例が定めます個人情報と必ずしもイコールではないということから、この特定個人情報に関しましても定義を入れ、同時に、番号法におきましては開示請求や目的外利用等につきましては厳しい制限あるいは禁止というのが入ってますから、それについてはこの条例の中でもその部分を追加し、また、死者の場合、死者の特定個人情報については通常の個人情報と同じように取り扱うということ、更にこの審議会の所掌事務の拡大という形での条例改正というものを予定しているというのが今の内容となっております。</p> <p>要するに、番号法の特定個人情報というものについて追加しなくてはならないものを追加し、かつ、この審議会の所掌事務を拡大するというのが今回の条例改正の内容となっております。</p> <p>先ほどもお話しいただきました通り、実はしきい値というものがございまして、人口30万人以上ですと第三者点検を必ずやらなければならない。評価項目も変わってくるんですけども、10万人を超えて30万人未満のところは特に今のところやらなくてもいい。10万人以下のところは基本事項に関する評価だけでいいという段階があります。川西市は人口17万弱ですね。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>16万人です。</p>
<p>会 長</p>	<p>16万ぐらいですか。その関係でまだ第三者評価はやらなくていい。基本事項プラス重点事項の評価だけでいい。パブコメはやるんですか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>パブコメも人口30万人以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>今のところは川西市はとりあえずセーフと。川西市の人口が30万人を超えるというようなことがあればというのと、あるいは超えなくても漏えい事故が発生した場合というのは第三者点検</p>

をやらなくてはならなくなっていますので、今のところは第三者点検をやるという機関がないので、ここでやらざるを得ない、所掌事務を追加する、という形になっていまして、

どこがどう変わるのかというのはそれぞれのところで、例えば最初の定義規定、用語の整理というのは第2条、第17条で出てまいります。番号法第31条に係る目的外利用であったり利用制限であったりというようなところもあります。それは第10条、第10条の2、第10条の3、第17条、第29条、第29条の2、第43条に出てまいります。死者につきましては第17条関係で、所掌事務規定については第41条に出てくるということで、その部分を見ていただきますと、下線が引かれてある新しい追加の部分が出てくるようになっていまして、後ろの方をご覧くださいいただければチェックできるようになっています。

何かこの点につきましてご意見等ございましたらお願いします。

委員長 根本的に特定個人情報の定義というのをどのように解釈したらよいでしょうか。用語の説明のところにありますが。

会長 用語の説明のところね。

委員長 条例上の定義と法令上の定義とをどのように区別したら....

会長 そこらへんどうですか。

事務局 そうですね。番号法に規定されていまして、そのまま条例でも引用しているんですが、通常は住所とか名前とかだけの本人を識別できるもの、これが個人情報という形になってまして、それが記載されてる公文書はご本人様にしか開示しないというそういう規定になっています。その個人情報に12桁の個人番号が含まれるようになると、特定個人情報、個人番号を含む個人情報ということになって、また別途、通常の今までの個人情報よりも提供なり利用についての制限が厳しくなるという。

委員長 一定の情報プラス12桁の番号がセットになっていれば、なったものが特定個人情報ということですね

事務局 そうですね。その内容に個人番号を含む個人情報というのが特定個人情報です。

会長 番号と切り離された情報であれば単なる個人情報ということですね。

事務局 そうですね。

会長 ところが条例上は、個人識別情報でもすべての個人識別情報が個人情報という形で条例上定義されてる訳ではなんですよ。今のところね、法人役員とかは除外されている。

事務局 そうですね。

会 長	ところが税務関係の情報とかは特定個人情報の中に入ってきますので、そういうのが含まれてきますので。例えば私だったら国立大学神戸大学役員というのは付いてくる。
事 務 局	そうなんです。団体の役員というのは既に公にされてる個人情報と言いますか、登記簿謄本なんか取ったら代表者の方や役員の方の名前や住所が出ていると思うんですけど、そういったものは条例上の個人情報ではないんです。条例上はそれらの情報を個人情報から除いておまして、ただ、それらの情報は法律上は個人情報になっています。そういった情報に個人番号が合わさってくると、いわゆる条例上の個人情報ではない特定個人情報ということになります。それらも、条例上保護をしていかなければならないということで、その辺の措置と言いますか、条例上の手当てをしようというものです。
委 員	二つ目の のところの(1)、特定個人情報について目的外利用をただの個人情報よりも厳しく制限するという改正についてですが、これは、番号法というもので、そうせよと書いているんですか。
事 務 局	書いてます。番号法に規定されてます保護措置、その趣旨を踏まえたうえで自治体も保護措置に努めるようにという規定がございます。
会 長	よろしいでしょうか。
委 員	はい。大丈夫です。
会 長	この改正内容について他に何かご意見等ございませんでしょうか。
委 員	亡くなった方の個人情報について、従前通りの趣旨で特定個人情報も取り扱うのですか。
事 務 局	はい。
委 員	他市では亡くなった方の個人情報はどんな取扱いになってるんでしょうか。川西市だけが特殊ですか。
事 務 局	一般的です。兵庫県下で個人情報保護担当者の会議なんかがあるんですけど、多くのところは個人情報と同様の取り扱いを特定個人情報についてもやると、死者であろうが生存者でも同じように保護していくと、そういう規定振りを多くの市で実施する予定です。
委 員	死者を保護するというのは元々はどういう趣旨ですか。

事務局	<p>結局死者の個人情報といいますのが、相続人といいますか他の生存している方についての個人情報とも密接に関係していると言いますか、死者の個人情報だからといって無制限に出してしまうと、それによって権利利益を侵害されるような方もいらっしゃるということで、死者の個人情報についても、ご家族ですとか相続人、一定の関係性を持っている方にしか開示しないという取扱いをしています。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、川西市個人情報保護条例の整備に関する本日の諮問案件でありますけど、番号法の施行制定によります整備というものについて、今ご説明をいただいたような形で整備することについて、何かご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>いやいや、番号法に合わせて条例を改正する必要はないと言うなら、そういう意見も結構でございますが。</p> <p>整備しなければならない部分というのはあるんですが、問題はいちばん最後の第三者点検をやらなきゃならないとなった時にここでやることについての改正も付いてますので、そんなできないわってという意見があればお出しただいたらと。これについてはね、兵庫県情報公開審査会っていうのがあるんですけど、そこでやろうとすると、弁護士さんが、兵庫県弁護士会が反対してるからここでやってもらったら困る、という意見があったんですよ。</p> <p>この4つの大きなポイントを改正するということについてのご意見、特にございませんでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>では諮問内容を可とする、要するに改正していただくということで取り扱わせていただきたいと思います。</p> <p>一応、本日の議題はこれまでなんですが、この内容、条例の中身、条文なんですけれど、これは先ほど事務局の方から説明がありましたが、法制の方でチェックして多少文言が変わる可能性がございます。その辺りも含めまして、私の方で答申内容に関しては調整という形で御一任いただけましたらと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>その他事務局のほうから何かございますか</p>
事務局	<p>ございません。</p>
会長	<p>それでは本日はこれで終わります。</p>